

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

和歌山国民年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から59年7月まで

私は、昭和59年8月頃、A市町村B支所にて国民年金の加入手続きを行った。なかなか国民年金保険料の集金に来てくれなかったが、婦人会の集金人が来てくれたので、申立期間の保険料を一括で遡って支払った。支払った保険料額は、前夫の分と併せて約20万円であったことを記憶している。

申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月17日に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたことが推認できるところ、申立人の前夫は、56年8月1日から59年8月1日まで（昭和57年8月14日から同年9月1日までは除く。）厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、56年8月から59年7月までの期間（昭和57年8月は除く。）については、国民年金の任意加入対象期間に当たり、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を前夫の分と併せて納付したと供述しているところ、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点において、申立期間のうち、昭和55年8月から57年6月までの期間については、時効により遡って保険料を納付することができない期間に該当する上、申立期間のうち、時効にかからない同年7月から59年7月までの期間については、A市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、前夫に係る保険料の納付記録は確認できない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から49年3月まで

私は、A市町村（現在は、B市町村）からC市町村に引っ越した昭和49年頃に、C市町村役場からの勧奨により国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付するようになったが、その際、集金人に20歳からの未納分も遡って納付するように言われ、申立期間の保険料を夫の分と一緒に分割して納付した。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と共に、昭和50年10月27日に払い出されていることが確認でき、この払出日時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、当該特例納付及び過年度納付を利用して、申立期間のうち48年4月から同年6月までの期間を除いた期間の国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人が納付したと記憶する申立期間の保険料額は、1か月当たり150円から200円であるのに対し、当該特例納付において納付が可能な期間（昭和36年4月から48年3月まで）の保険料額は、全期間1か月当たり900円である上、申立期間に係る当時の保険料額は、1か月当たり450円から900円であることから、申立人が記憶する保険料額とは相違している。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付した。」と主張しているところ、C市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、同年11月18日に夫婦共に納付されていることが確認できるものの、申立期間につ

いては、夫の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年3月までの期間、57年12月から60年12月までの期間及び平成6年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から54年3月まで
② 昭和57年12月から60年12月まで
③ 平成6年4月から7年3月まで

申立期間①については、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親又は自身で集金人に国民年金保険料を納付していたことを記憶している上、火災で一部焼失しているが、申立期間当時の国民年金手帳も所持している。今回の申立てに際し、年金事務所で国民年金手帳を何度もコピーされているうちに、もろくなっていた氏名の部分が分からなくなってしまった。

申立期間②については、昭和58年頃までは、父親が集金人に私の国民年金保険料を納付してくれ、その後、61年頃に生活が苦しくなって保険料を納付することができなくなるまでは、私が役場で保険料を納付していた。

申立期間③については、私が、平成16年5月20日に社会保険事務所（当時）の窓口で、免除となっていた国民年金保険料19万2,960円を現金で追納した。

以上のとおり、申立期間①、②及び③は、全て国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社（当時）を退職した後、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親又は自身で国民年金保険料を納付していた。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和48年2月28日）から約7年2か月後の昭和55年

4月18日に、申立人の旧氏名「B」で元妻と連番で払い出されており、当該払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①当時、申立人は国民年金の未加入者であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「火災で一部焼失した自身の国民年金手帳には、昭和48年度から50年度にかけて、C市町村（現在は、D市町村）の領収印が押されており、申立期間①の国民年金保険料を納付した証拠である。」と主張しているところ、i) 当該国民年金手帳には、表紙に申立人の姓「E」の「F」の一部と思われる文字が確認できるとともに、3ページ目の住所欄に、申立人の住所が記載されていることが確認できるものの、当該国民年金手帳の表紙に記載されている氏名の部分並びに3ページ目にある記号番号欄、氏名欄及び生年月日欄が全て焼失しており、これら記載内容が確認できないこと、ii) 前述のとおり、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことを踏まえると、当該国民年金手帳は申立人の国民年金手帳であるとは特定し難い。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、第3回特例納付の実施期間中であることから、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付及び特例納付を利用して遡って納付することは可能であるものの、申立人及びその母親から、申立期間①の保険料の納付状況について具体的な供述は得られない上、申立人の父親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和58年頃までは、父親が集金人に私の国民年金保険料を納付してくれ、その後、61年頃に生活が苦しくなって保険料を納付することができなくなるまでは、私が役場で保険料を納付していた。」と主張しているものの、申立期間②における国民年金の加入手続や国民年金保険料納付についての具体的な供述は得られない上、申立期間②のうち昭和57年12月から58年頃までの期間について、申立人は、保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況については確認することができない。

また、C市町村において前出の国民年金手帳記号番号とは異なる同手帳記号番号(*)に係る申立人の国民年金被保険者名簿が、20歳到達時の昭和45年*月*日を資格取得日として作成されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該手帳記号番号に係る氏名欄及び払出年月日欄は空欄となっているが、当該手帳記号番号の前後の番号の払出年月日は61年1月22日であることが記載されている上、記号番号欄には「職権」の記載が確認できる。これについて、同年1月22日の時点で申立人は

35歳を超えており、それ以降60歳まで国民年金保険料の納付が無い場合、老齢年金受給資格期間である25年を満了することができなくなる可能性があったところ、年金受給資格期間を確保するために、C市町村では、職権で国民年金に加入させたものと考えられることから、同年1月当時、申立人は、保険料納付を行っていない状態が続いていたものと推認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、「平成16年4月10日に社会保険事務所から免除期間に係る国民年金保険料の追納勧奨状が送られてきたので、同年5月20日に、社会保険事務所の窓口で申立期間③の国民年金保険料19万2,960円を現金で追納した。」と主張しているところ、申立人が申立期間③の国民年金保険料を追納したと主張する保険料額は、当時の平成6年度に係る追納保険料額と一致しているものの、申立人の申立期間③に係る保険料を納付したと主張する平成16年5月20日時点において、申立期間のうち6年4月の保険料は、追納することが可能な期間（10年）を経過していることから、制度上、当該月の保険料は納付することができない。

また、申立人は、当時、申立期間③の国民年金保険料を納付するため現金を引き出したとする金融機関口座の通帳を所持しており、当該通帳によると、平成16年4月27日及び同年5月19日にそれぞれ10万円ずつ引き出されていることが確認できるところ、これらの出金記録の上部及び左右の余白には、「H16年4月10日(土曜日)ハガキくる 全額追納すればよいとの事」、「年金追納費用 20万円おろす」及び「5月20日木曜日 社会保険事務所に支払う 192,960-」とメモが記載されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付するため合計20万円を出金したことがうかがえるものの、申立人が申立期間③の保険料を納付したとする社会保険事務所において、16年5月20日時点で保険料を領収することができる分任収入官吏等を任命された者（常時、事務所外で業務を行う者を除く。）に係る同日前後の国民年金保険料現金領収証書原符及び領収済通知書を確認したが、申立人に該当するものは見当たらなかった。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。